

法学セミナー 行政法

地方公務員の分限・懲戒

○ 公務員の身分保障

職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されがない(地公法27条2項)。

身分保障とは、法律等で定める一定の事由がなければ、本人の意に反して免職等の不利益処分を受けることはないことを意味する(地公法27条2項)。

この身分保障は、**公務の安定性**、**継続性**及び**公務員の政治的中立性**を確保する観点から認められたものである。

○ 公務員に対する処分

地方公務員の意思に反する処分としては、「**分限処分**」と「**懲戒処分**」がある。

公務員の意思に反する処分	分限	公務員に対する 不利益 処分を含む 身分上の変動 種類： 免職、降任、休職、降給
	懲戒	公務員に対する 制裁 措置 種類： 免職、停職、減給、戒告

分限処分ではなく懲戒処分としての免職の場合は、原則として懲戒免職後、2年間は所属する地方公共団体の職員になることはできない(地公法16条2号)など、分限処分と懲戒処分に違いがあるよ。

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[5]、
TOP・MPDのS・A[7]と一緒に勉強しよう!



○ 分限処分

職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる(地公法28条1項)。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる(地公法28条2項)。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない(地公法28条3項)。

1 分限処分の意義

分限処分とは、職員が心身の故障等で適格性を欠いたり、過員等の事態を生じた場合、**公務の能率的な運営**を目的として、任命権者が、法律に基づいて行う**公務員に対する不利益処分を含む身分上の変動**をいう。



判例

分限処分の合憲性

心身の故障のため公務員としての**職務の遂行**ができない者や、その職に必要な**適格性**を欠く者を降任したり免職したりすることは、**職務の能率維持**及び**その適正な運営**の確保という公益的目的から必要で、かつ、合理性があり、もとより憲法に違反しない(大阪高判平12.3.22)。

マンガでTRY 法学論文 刑 法



偽計業務妨害罪

個人でパン屋を営む甲は、近所に開店した大型スーパーX店に客が流れたことに不満を持ち、恨みを晴らすため、同スーパーの商品である食パン数斤に縫い針を混入した。その結果、縫い針が混入した食パンを購入した客から同スーパーへの苦情電話が複数回あり、店長は営業中の店舗を閉鎖し、陳列中の商品の入れ替えを行ったが、X店は約2時間の間、営業ができない状態となった。

▼上記の事例をマンガで見てみましょう！



問 この場合における甲の刑責について述べなさい。



解答・解説は次ページで▶